

湯沢町介護人材確保支援事業

介護人材確保の緊急支援策として、町内介護・障がい福祉サービス事業所への就職促進と介護・障がい福祉サービスの資質向上を図るため、つぎのとおり介護資格取得に関する研修受講料および教材費を補助します。湯沢町高齢者福祉及び介護保険事業に、ぜひあなたの力を貸してください！

◆補助対象研修

- ・介護職員初任者研修
- ・介護職員実務者研修（申請は各研修で1人1回限り）

◆補助対象者

以下の要件を全て満たす方です。

- ① 介護職員として町内介護・障がい福祉サービス事業所に就職を希望している方、または町内介護・障がい福祉サービス事業所に勤務している方
- ② 当該補助金を申請する時点の居住地の市町村税を滞納していない方

◆補助金額

介護職員初任者研修、介護職員実務者研修ともに受講料等の全額。8万円を上限とします。（千円未満の端数切捨て）

※ただし、他の事業で上記研修受講のための補助金の交付を受けている場合は、その額を差し引くこととします。

◆申請期間

受講する研修の修了日から3か月以内

◆申請窓口

〒949-6101

新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢 2877 番地 1 湯沢町役場福祉介護課（総合福祉センター内）

◆提出書類

- ①介護人材確保支援事業補助金交付申請書兼実績報告書
- ②研修受講申込書の写し
- ③研修受講料の領収書の写し
- ④研修修了証の写し
- ⑤申請時居住地の市町村税納税証明書（居住地市町村で発行しています）
- ⑥町内介護・障がい福祉サービス事業所に採用されたことが分かる書類の写し（勤務者は除く）
- ⑦その他町長が必要と認める書類
（この要綱以外の補助金の交付を受ける場合は、その補助金交付決定通知書の写し等）

【その他】

- ・在籍報告書
 - ※就職希望者：就職日から1年経過後に提出
 - ※勤務者：研修修了日から1年経過後に提出

◆決定及び通知

湯沢町介護人材確保支援事業補助金交付要綱により審査の上決定し通知します。

◆交付決定の取り消し・補助金の返還

この補助金の支給を受けた方で、次のいずれかに該当すると認められた場合は、当該補助金の支給決定を取り消し、補助金の全額を町に返還していただきます。

- (1) 就職希望者で、研修修了後、原則として3か月以内に町内介護・障がい福祉サービス事業所へ就職できない場合
- (2) 就職希望者が、正当な理由なく、町内介護・障がい福祉サービス事業所に就職した日から1年以内に退職した場合
- (3) 介護・障がい福祉サービス事業所勤務者が、正当な理由なく、補助対象研修修了後、1年以内に退職した場合
- (4) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったと認めた場合

◆申請から決定までの流れ

